

田村市図書館ボランティア受入れ実施要綱

(目的等)

第1条 田村市図書館条例(平成17年田村市条例第92号)第1条に規定する田村市図書館(以下「図書館」という。)では、ボランティア活動を通して自己実現を図り、地域社会に貢献しようとする人々に活動の場を提供するとともに、図書館ボランティアの自主的・自発的な活動を支援・促進し、かつ、その活動が公の施設におけるサービスの円滑な提供に資することを目的とする。

2 この告示は、図書館におけるボランティアの受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「ボランティア」とは、図書館業務及び図書館の利用者に対する援助のため、自主的・自発的にその知識及び技能を無償で提供する者をいう。

(活動内容)

第3条 ボランティアの活動は、次に掲げるものとし、活動内容は、別表のとおりとする。

- (1) 事業支援
- (2) 業務支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館長(以下「館長」という。)が依頼するもの

(活動日)

第4条 ボランティアの活動日は、原則として田村市図書館条例施行規則(平成17年田村市教育委員会規則第23号)第4条に規定する図書館の休館日以外の日とする。

(活動時間)

第5条 ボランティアの活動時間は、原則として1人当たり週2回、1日3時間までとする。

(申込み)

第6条 ボランティアを希望する者は、本人確認できる書類を添えて田村市図書館ボランティア活動申込書(様式第1号)を田村市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

(登録等)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申込書の提出があった場合において、次に掲げる要件を満たすときは、田村市図書館ボランティアとして登録するものとする。

- (1) 図書館の仕事に関心を持ち、ボランティア活動への意欲と熱意があり、かつ、年間を通して継続的な活動が可能であること。
- (2) 図書館で行う研修等に参加できること。
- (3) 図書館の業務に支障を来すおそれがないと認められる者であること。

2 登録期間は、登録した日の属する年度の末日までとする。

3 教育委員会は、田村市図書館ボランティア認定証(様式第2号)を交付するものとする。

4 ボランティアは、登録内容に変更が生じた場合は、田村市図書館ボランティア登録事項変更届(様式第3号)により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

5 教育委員会は、田村市図書館ボランティア登録簿(様式第4号)を作成する。

(会議)

第8条 館長は、ボランティア活動の状況について意見交換を行うため、館長、館長が指定する職員及び参加可能なボランティアを構成員とするボランティア会議を必要に応じて開催する。

(報酬等)

第9条 ボランティア活動に係る報酬又は交通費等の実費は、原則として支給しないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(保険)

第10条 教育委員会は、ボランティアの活動を承認したときは、公費でボランティア保険に加入するものとする。

2 ボランティアが故意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、原則として当該ボランティアが賠償責任を負うものとし、市は責任を負わないものとする。ただし、市の指示・監督の下で職務遂行中に発生した事故については、別途市の補償方針に従うものとする。

(安全対策)

第11条 ボランティアが活動を行うに際して、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 活動時における怪我等については、安全確保を優先に行うこと。

(2) 緊急時の初動対応(傷病時の応急措置及び連絡先の確保)及び図書館への速やかな報告を行うこと。

(3) 感染症対策等、公衆衛生に配慮すること。

(遵守事項)

第12条 ボランティアは、この告示を遵守するとともに、図書館職員の指示に従わなければならない。

2 ボランティアは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関連法令を遵守し、活動業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。ボランティアを退いた後も、同様とする。

3 ボランティア活動に当たり、公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ってはならない。

4 ボランティア活動中に、政治活動、宗教活動、営利活動、風評の流布等を行ってはならない。

5 図書館職員と協議の下、公平かつ平等な利用者サービスに努めなくてはならない。

6 ボランティアは、ボランティア活動に際し、ボランティア認定証を常に携帯しなければならない。

7 ボランティアは、ボランティア活動をしたときは、田村市図書館ボランティア活動報告書(様式第5号)を作成し、館長に提出するものとする。

(辞退)

第13条 ボランティアは、自己の都合によりボランティアを辞退しようとするときは、館長にその旨を申し出、田村市図書館ボランティア認定証を返還しなければならない。

(登録の抹消)

第14条 教育委員会は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、登録を取り消すことがある。

(1) 遵守事項に違反したとき。

(2) 登録期間中に参加活動が見られなかったとき。

(3) 図書館ボランティアとして不適切な行為があったとき。

(4) 図書館の業務に支障がある行為をしたとき。

(その他)

第15条 ボランティアの活動の承認及び更新に関する事務については、館長が行うものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第3条関係) ボランティア活動内容

事業支援	おはなし会	おはなし会・朗読会
	壁面等作成	おはなしの部屋の壁面作成・乳幼児へのプレゼント作成
	ブックスタート事業	読み聞かせ・報告書の作成
	イベント立案・実施	イベントの立案・実施
業務支援	環境美化	屋外(草むしり・草刈りなど)・屋内清掃
	書架整理	図書受入れ・配架
	蔵書点検	蔵書の点検作業
	図書修理	図書修理
	広報・宣伝	ホームページ・SNSなどを活用した情報発信